別添6

NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票について

提案書類に添付する「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」については、応募要件として「情報管理体制」等を有することを必須としていることから、全ての確認項目に対して採択後の交付決定時までに対応する必要があります。（仮に、交付決定時までに未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）このため、情報管理体制等が不確実な場合は、提案者への聴取などを通じて確認する場合があります。

なお、提案者（委託、共同研究等は除く。）として位置づけられる全ての事業者について、「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（Excel）」を１事業者毎に１枚作成して提出して下さい。

また、提案時に「対応するエビデンス」の提出は不要です。ただし、交付決定後概ね３ヶ月を目途に、ＮＥＤＯが助成先訪問時等に当該エビデンスを確認するため、各種エビデンスの整備及び保管をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 確認項目 | 想定するエビデンス |
| ２ | 情報管理に関する規程類を整備している。 | 情報セキュリティ管理規程 |
| ３ | 情報取扱者以外の者が、機微情報に接したり、職務上、提供を要求したりしてはならない旨を定めている（システム上のアクセス制限等を含む）。 | 情報管理体制等取扱い規程 |
| ４ | ＮＥＤＯが承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。 | 情報管理体制等取扱い規程 |
| ５ | 機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。 | 情報管理体制等取扱い規程、就業規則 |
| ６ | 委託先、共同研究先等がある場合、委託先、共同研究先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理を求めている。 | 締結予定の「委託契約書、共同研究契約書」の案文 |
| ７ | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成し、情報取扱者は実施計画書の研究体制に記載された者及びＮＥＤＯが了解した者のみとしている。 | 情報取扱者名簿及び情報管理体制図 |



情報取扱者名簿及び情報管理体制図

***※提案書類としての提出は不要です。交付決定後に確認しますので、整備、保管してください。***

①情報取扱者名簿（項目必須）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属 | 役職 | 研究体制上の位置づけ※４ | パスポート番号及び国籍※５ |
| 情報管理責任者※１ | Ａ |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者※２ | Ｂ |  |  |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  |  |  |
| 業務従事者※３ | Ｄ |  |  |  |  |  |
| Ｅ |  |  |  |  |  |
| 委託先、共同研究先等 | Ｆ |  |  |  |  |  |

（※１）NEDO事業の責任者である主任研究者であり機微情報の管理責任者。

（※２）NEDO事業の進捗管理を行う者であり、主に機微情報を取り扱う者ではないが、機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）機微情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）実施計画書の研究体制に登録されている者は「●印」、それ以外の者はNEDO事業との関係性や役割を記載。

（※５）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号及び国籍を記載し、該当しない場合は「－」と記載。

（※６）住所、生年月日については、必ずしも当該名簿での管理を要しないが、NEDOから求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者

【留意事項】

・NEDO事業を実施した際に取得又は知り得た保護すべき技術情報を取り扱う全ての者。（委託先、共同研究先等も含む。）

・NEDO事業の遂行のため、最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。